

2024年7月2日

東京地方最低賃金審議会
会長 都留 康 様

東京労働局
局長 美濃 芳郎 様

東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム 3F
電話 03-6779-8382 Fax:03-6453-7857
全国一般労働組合全国協議会
中央執行委員長 平賀雄次郎
同・全労協全国一般東京労働組合
執行委員長 中村 賢
同・全国一般東京南部
執行委員長 中島由美子
同・全国一般東京東部労働組合
執行委員長 菅野 存
同・全国一般三多摩労働組合
執行委員長 福田健一

東京都最低賃金の大幅引き上げと、 東京地方最低賃金審議会の全面公開を求める意見書

貴職におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。

全国一般労働組合全国協議会東京協議会は、低賃金労働者の賃金引き上げを実現するために、全労協・東京全労協の一員として全国一律最低賃金1500円以上の実現に取り組んできました。また、2016年以来「最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会」として、上部団体の垣根を越え、全国一律最低賃金の実現、中央・地方最低賃金審議会の全面公開を要求してきました。さらには、2014年以来、とりわけパート労働者など非正規雇用労働者の処遇改善のために、地域の地場賃金形成に影響のある大手コンビニエンスストア・他の団体に対して、求人募集賃金の引き上げを要請し続けております。

こうした中私たちは、東京地方最低賃金審議会の事務局を担う東京労働局に対し、一昨年の11月24日、ならびに昨年の5月23日、7月18日と三度にわたって申し入れと意見交換を行っています。また、厚生労働省や東京以外の地方労働局・地方最低賃金審議会に対しても、最低賃金法第12条に基づき、異常な物価高に耐えうる最低賃金にすべく、最賃再改定も求めてきました。その数は、昨年全国で60団体を超える程になっております。

私たちは、東京都の最低賃金の決定の有り様を根本から見直し、低賃金労働者が真に健康で文化的な生活を送れる最低賃金へと大幅に引き上げることを求めます。そしてそのためにも東京地方最低賃金審議会のいっそうの情報公開、透明度アップによる審議と納得のいく検討が必要であることを強く訴えます。

1、急激な物価上昇の中、東京の物価高・物価上昇率を上回る最低賃金を求めます。

そのために、消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする、生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、「基礎的支出項目」指数を採用することを求めます。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要があると判断。」を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要」から「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」と消費者物価との関係をいっそう強調しています。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確ではありませんが、2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した『消費者物価指数のしくみと見方 -2020年基準消費者物価指数-』によれば「消費者が購入する商品（財やサービス）には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます。」また、「消費者が購入する商品（財やサービス）には、パンや牛乳などのように頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります。」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。

最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり「頻繁に購入する品目」の物価指数であるべきです。最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、少なくとも、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」を採用するべきです。また、労働組合が行っている生計費調査を参考にすべきです。

2021年から2023年の2年間の東京都の最低賃金の改正率6.92%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指数は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を大きく上回っています。さらに、全国平均の指数になりますが、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。

月 日	東京都 「持家の帰属家賃を 除く総合」指数	全国 「基礎的支出項目」 指数	全国 「頻繁に購入品目」 指数	東京都最低賃金
2021年10月	99.9	102	103.1	1,041
2022年10月	104.2	107.7	107.9	1,072
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1,113
上昇率	8.51%	9.41%	13.38%	6.92%

2020年を基準とする物価指数（総務省統計局）

以上、消費者物価指数の参考基準を、「基礎的支出項目」指数、さらには「頻繁に購入する品目」指数を採用し、

物価上昇の直撃を受けている低賃金労働者の生活実態を踏まえ、最低賃金の大幅引き上げを求めます。

2、この間東京だけが、中央最低賃金審議会目安どおりの、上乘せなしの引上げ額です。

過去11年間、東京の最低賃金は、中央最低賃金審議会（以下：「中賃」と略）の目安答申どおりの改定でした。その結果、前述の通り、物価上昇率が最低賃金の改正率を大きく上回ってしまいました。

一切上乘せが無かったのは47都道府県の中で東京だけです。この11年間で、島根県では16円、大分県が12円というように中賃の目安額に上乘せをしてきました。また、昨年の佐賀県は、中賃目安に対して8円の上乗せをしています。各県の審議会が県の行政局も交え真摯な議論の積み重ねをした結果が反映されています。

しかし東京は過去11年間も「中賃の目安どおり」となっています。何故「中賃の目安どおり」なのでしょう。まさに、東京地方最低賃金審議会の審議内容が明らかとなっていない現状の中では、審議内容が問われ、審議会の存在意義すらが問われるほどの重大問題ではないのでしょうか。最初から「中賃の目安どおり」と結論が決まっていた、アリバイ的に審議を重ねてきたとまでは言いませんが、最賃審議の透明化と全面公開が行われていないことによって、安住しているのではないのでしょうか。あるいは、東京が先行して引き上がると、最賃格差が広がるとの認識なのでしょう。とんでもありません。重要なのは、東京がリーダーシップを持って全国の最低賃金の水準を引き上げをリードすること、なおかつ格差の縮小に貢献できるよう、現下の情勢に鑑み東京地方最賃審議会の卓越した審議が必要なのだと思います

卓越した審議とは、上記を踏まえ、貴審議会が何よりも東京での物価上昇や賃金上昇を把握し、東京の雇用者・企業の責任を明確にして、東京の最低賃金を東京の物価上昇に見合った最低賃金の引き上げを決定して頂くことだと思います。私たちは、この点を強く要請します。

今まさに消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことの重大さがクローズアップされており、昨年の中央最低賃金審議会での目安の審議に反映されています。すでに2023年の中賃目安に対する公益委員見解の中では、『昨年（2022年）の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰風家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率（3.3%）を上回る水準となった。』と述べ、『今年度（2023年）の各ランクの引き上げ額の目安（目安額）を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる』としています。公益委員見解に基づけば、2023年度の東京都の最低賃金は、少なくとも1118円になっていなくてはなりません。

この間の東京の最賃引き上げは、「中賃の目安どおり」の最賃決定のため、全国平均よりはるかに低い2%台に押しとどめられています。物価上昇を無視してきた東京は、最賃引き上げ率でも抑え込まれています。

年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	平均20年除く
全国	3.13%	3.04%	3.07%	3.09%	(0.11%)	3.10%	3.33%	4.47%	3.32%
東京	2.86%	2.22%	2.93%	2.96%	(0.10%)	2.87%	2.98%	3.82%	2.95%

* 東京の最低賃金は額で全国最高といわれますが、毎年の引上げ率では過去8年全国最低です。

中賃の目安額に右へ倣えという東京の物価上昇を無視した不透明な審議による抑え込みでなく、物価の高い中で暮らす東京の労働者に即した最低賃金額の検討・決定こそが問われています。

3、物価高騰に見合った、年2回（10月と4月）の最低賃金の改訂を求めます。

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%と最低賃金の改正率を大きく上回っている点に関しては先に述べて通りです。そのため、毎年10月の最低賃金改定額を物価上昇率が更に上回るため、多くの低賃金労働者の生活実態は、依然として厳しい状況に置かれています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は苦境に立たされずにはおれません。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。25カ月連続での実質賃金の低下という異常事態と合わせて、何としても変えていかなければなりません。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げがきわめて重要となっています。

また、2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、とんでもありません。2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ3、2兆円つぎ込んだとされる補助金は廃止され、6月の電気代使用分が請求される7月からは、物価の高止まり状態が続く可能性があります。中央・地方最低賃金審議会での生計費の現状を把握する上での消費者物価指数の把握は、良くて6月中旬までの検討資料です。7月以降の予想される物価上昇が検討・審議できません。私たちはここに大きな問題があると考えています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されています。日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

年2回の最賃再改定が必要な点は、最賃の水準を決定する上での「最低賃金に関する基礎調査」の調査時期と調査対象が、労働者の賃金実態を把握できていない厚労省の調査内容にもあります。最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調査が行われています。実態調査は、「5月の支給実績と6月の支給見込額」となっており、調査対象も30人未満の企業（製造業他一部のみ100人未満）が対象となっています。また、最低賃金の影響率が1～2%であった時期と比べ、現在では20%になろうとしており、中小零細企業の労働者のみの賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。これでは最賃近傍に渦巻く現下の低賃金労働者の賃金実態（賃上げ）を把握することはできず、すくなくとも対象事業する所を拡大して調査することが必要です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第1回）参考資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月（29%）が最も多く、4月（20.3%）が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

10月に最低賃金近傍の労働者、中小企業の労働者の賃金が上がっているのであれば、対象事業所を拡大するな

どし、賃金改定状況調査を12月にも行うべきです。

また、この間の全国的な労働局要請行動の中で、最低賃金の再改定を行なえない理由のひとつとして、再改定を行うべきかどうかを判断する調査を行う予算や、年一回以上審議会を開催する予算がないことが挙げられています。適正な最低賃金の改正を行うためにも、当然、こうした予算を確保すべきであること申し添えます。

4、ひとり親家庭の家計を支えられる最低賃金を求めます。最低賃金の水準は、ILOの基準に基づき、「労働者とその家族の必要」との観点で生活保護との比較を行い、ひとり親世帯の生活保護基準を上回るものとする。

東京都の母子家庭数は、全国一位の11万6200世帯（2023年東京都福祉保健基礎調査）となっており、パートアルバイトが32%、年収200万円以下の世帯が21.1%となっています。年収200万円以下ではどうも生活が成り立ちません。調査・統計の取られた東京都の22年当時の最低賃金が1,041円とすると、1日6時間労働で月156時間働くと、月収162,842円、年収1,954,000円にしかなっていません。

この間全国一般三多摩労働組合が、国立市・立川市をはじめとする自治体と共に駅頭・街頭行ってきた「暮らし・労働相談」では、「最低賃金で働いている。とても食べていけない。生活保護・生活扶助を受けざるを得ない」という相談が相次いでいます。東京都の母子世帯（30歳・4歳・2歳）の生活保護基準額は190,550円です。月156時間働くとしての時給換算は、1,221円です。実際には、生活保護世帯では不要な公租公課（健康保険・他）や税金などが引かれないことを勘案すると、1.3倍以上の時給1,588円相当が妥当であり必要です。

2014年以降は、「生活保護との逆転現象はなくなった」というのが中央最賃審議会の見解ですが、「生活保護との整合性」に対しては問題があります。比較方法についてはいろいろな議論がありましたが、比較対象を「若年単身者」の生活保護基準としている点は重大な問題です。日本政府も批准しているILO131号条約やILO135号勧告では、最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素として「労働者及び家族の必要」を挙げています。この条約に基づけば、比較対象とするべきは「ひとり親世帯」の生活保護基準です。2013年、国連・社会権規約委員会は「日本の最低賃金が最低生存水準及び生活保護基準を下回っている」と指摘し、日本政府に対して「労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定するに際し考慮する要素を再検討することを要求する」と勧告していました。

最低賃金のあるべき水準に関する議論の対象になるのは、ILO131号条約及びILO135号勧告にある「労働者及びその家族の必要」な生計費であり、「ひとり親世帯」の生活保護基準と最低賃金で得られる収入を比較すべきです。生活保護基準を上回るためには、少なくとも1,500円以上の最低賃金が必要です。

先に述べましたように、目指すべき最低賃金の水準としての1,500円以上の最低賃金は十分根拠のある金額です。

5、公共部門労働者の賃金引き上げのために、最低賃金の引き上げが社会的にも求められています。最賃近傍で働く、公共部門労働者をなくすためにも、最低賃金の大幅引き上げが必要です。

東京では、公共部門関連で働く時給労働者の多くが、最低賃金近傍の労働者であるということが多くみられます。自治体雇用の「会計年度任用職員」や、委託・指定管理による施設管理・図書館など、学校給食、学童保育、保育

園、介護施設などのエッセンシャルワーカーの賃金が、最低賃金に張り付いています。まさに「官製ワーキングプア」状態です。

また、東京都の地方公務員の高卒初任給が、地域手当の多少により、一部の三多摩地域では最賃割れ（最賃以下）が最賃の改定された10月以降に生じてしまうという、恥ずべき実態があります。

公契約条例制定自治体でも同様で、本来「支払い能力」には問題にならないはずの公共部門関連労働者ですら最賃近傍ではたらかざるをえず、苦しい生活実態となっています。賃上げに、最低賃金大幅引き上げが必要であり、社会的にも極めて重要です。

<公契約条例制定自治体の「委託・指定管理」などの部門での下限労働報酬額（2023.7月調査）>

	目黒	渋谷	足立	世田谷	新宿	千代田	杉並	江戸川
下限報酬額	1110円	1172円	1130円	1230円	1202円	1129円	1138円	1120円
最賃に対して+	▼0.3%	5.3%	1.5%	10.5%	8.0%	1.4%	2.2%	0.6%

多摩市	国分寺市	日野市
1109円	1109円	1110円
▼0.4%	▼0.4%	▼0.3%

職種にもよりますが、公契約条例制定自治体ですら下限労働報酬額がかろうじて最賃をクリアするレベルか、一部マイナスしてしまう地域があります。多くの最賃近傍で働く労働者を、行政自らが生み出しているという重大な問題があります。「官製ワーキングプア」の状態を払拭する上でも、時給1500円以上は絶対に必要な額です。

6、審議の透明化、最低賃金に直接影響を受ける労働者の参加、意見陳述を求めます。

昨年（2023年）4月6日の「中央最低賃金目安制度の在り方に関する全員協議会報告」では、目安審議のあり方（3）議事の公開の部分で、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」との結論に至っています。東京地方最低賃金審議会においても、議事の公開は問われるべきで喫緊の課題となっております。加えて「報告」では、「地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感をいっそう高めることも重要」と打ち出しています。そして、「議事録の早期公開においては、引き続き事務局において努める」とあります。しかし、現実はそのようになっていません。まさに今年度こそは、東京地方最低賃金審議会の真価が問われる審議会といえます。

東京地方最低賃金審議会の現状は、議事要旨・議事録の作成・公開という点できわめて怠慢であり、公開性という点では激しく指弾されなければなりません。たとえば、私たちが、2017年に全国47都道府県の地方最低賃金審議会の「公開度ランキング」を明らかにした時点でも、当時の東京の公開度ランクは最下位でした。また、昨年よりの私たちの47都道府県の公開度調査のなかで、東京労働局へ専門部会の議事録を請求したところ、全面的に不開示との通知がなされました。「不開示とした理由」に、「専門部会長が非公開にした」と書かれています（資料1）、当然にも議事録のペーパーそのものを不開示にする理由にはなりません。百歩譲っても少なくともタ

イトルやページ番号は公開しなければなりません。2017年の調査では、不十分な議事録ですが開示されておりますので(資料2)、今回の不開示決定通知は、とんでもなく後退した対応と言わざるをえません。

そもそも、審議会の議事録が、労働局のホームページにほとんど掲載されておらず、情報公開という手段を用いて初めて把握することができるという状況、あるいはそれすら公開の門を閉ざすということ自体が、大変な異常事態であることを強く訴えます。議事録の公開を含め、いまだに改善されていない点を改めてください。

なお、公労使三者が集まって行う議論の部分について公開することは当然として、二者協議は非公開にされていますが、議事録に記録はしなければなりません。金額審議を審議委員が業務として行っている以上、当然のことです。他の地方にならない(資料3)、透明性のある議論を行ってください。

私たちは、審議会が公開され人数制限無しで傍聴ができること、審議会後に速やかな議事要旨・議事録の作成と公開がなされること、異議申し立てを含め「意見陳述」を認められることを要請します。他県では、非正規労働者・最低賃金での生活当事者の最低賃金審議会での意見陳述が積極的に行われています。東京でもこれを実施してください。

また、目安が出された後に行われるであろう「異議申し立て」の締め切り期間までには議事録をそろえるという、当たり前の努力は行ってください。この点は、単に事務局の問題でなく、まさしく審議会そのものの問題に他ならず、ぜひとも改善・改革を強く訴えます。

最後に、最低賃金を審議する委員の選出について申し上げます。最低賃金審議会の委員については、最低賃金に直接影響を受ける低賃金労働者、特に非正規労働者・移住労働者・技能実習生等の実態や意見を反映できる者、あるいは、貧困問題や社会政策・福祉政策に詳しい者を選任すべきだと考えます。最低賃金の審議に当たっては、最低賃金近傍で働く労働者の声を聞くことが重要です。

以上を踏まえ、下記の点を申し入れます。

- 1、最低賃金額の大幅引上げと時給1,500円以上を求めます。
- 2、7月以降の物価上昇が予測されます。今年度の最低賃金は10月・12月の年2回の改定をすること。
- 3、「生活保護との整合性」に関しては、一人親世帯等の生活保護水準との比較では、なお最低賃金の方が低い。最低賃金額は、ILO勧告を尊重し、少なくとも一人親世帯が何とか暮らせる時給1,500円以上の水準とすること。
- 4、傍聴制限なしで全ての審議会を公開し、議事要旨・議事録は速やかに公表すること。
- 5、異議申し立てを含めた、意見陳述を認めること。

以上